

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

2013 年 第 1 回 一部改正

2013 年 第 2 回 一部改正

2013 年 5 月 30 日 規則 第 35 号／達 第 23 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 3 月 4 日 理事会 承認

2013 年 5 月 30 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

一般財団法人 日本海事協会

鋼 船 規 則

規
則

B 編

船級検査

2013 年 第 1 回 一部改正

2013 年 5 月 30 日 規則 第 35 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 3 月 4 日 理事会 承認

2013 年 5 月 30 日 国土交通大臣 認可

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1.(3)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

((1)及び(2)は省略)

(3) **2.1.7-1.**に規定する完成図

-2.(1)を次のように改める。

-2. 国際航海に従事する船舶にあっては、次に掲げる図面等のうち該当するものを含む船体コンストラクションファイルが船舶に備えられていることを確認する。この場合、前-1.に規定する図面等を二重に保持することを要しない。

(1) **2.1.7-1.**に規定する船体構造に関する完成図

((2)から(11)は省略)

2.1.7 を次のように改める。

2.1.7 完成図

-1. 検査申込者は、製造中登録検査の完了に際し、次に掲げる図面について完成図を作成し、本会に提出しなければならない。

(1) 一般配置図

(2) 中央横断面図、部材寸法図、甲板構造図、外板展開図、横置隔壁図、舵及び舵頭材に関する図面並びに倉口蓋に関する図面

(3) ビルジ管、バラスト管及び貨物管系統図

(4) 防火構造図

(5) 消火設備配置図

(6) 船橋視界に関する図面

-2. 前-1.に掲げる図面のほか, 2.1.6-2.により船体コンストラクションファイルの備え付けが要求される船舶にあっては, その船舶に備え付けられる船体コンストラクションファイルに含まれる図面等を本会に提出しなければならない。ただし, 前-1.及び 2.1.6-1.に規定する図面等を二重に提出することを要しない。

附 則

1. この規則は, 2013 年 11 月 30 日 (以下, 「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては, この規則による規定にかかわらず, なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2013 年 第 2 回 一部改正

2013 年 5 月 30 日 達 第 23 号

2013 年 2 月 4 日 技術委員会 審議

2013 年 5 月 30 日 達 第 23 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B1 通則

B1.4 検査の準備その他

B1.4.2 検査準備

-6.を次のように改める。

-6. 検査員が有効に利用できるように、油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）には、次に示す書類を本船上に保管しておくこと。総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船には、少なくとも次の**(1)**及び**(3)**の書類を本船上に保管しておくこと。

- (1) 検査記録書
- (2) 状態評価報告書（**CSR-B 編**が適用となるばら積貨物船及び油タンカーにあつては、**B5.2.6-6.(6)**を参照。）
- (3) 板厚計測記録
- (4) 船体主要構造図（**CSR-B 編**又は **CSR-T 編**が適用となる船舶にあつては、構造図に建造板厚及び切替え板厚を記載すること。また、任意の追加板厚がある場合には、明確に区別できるよう記載すること。さらに、本船上に保管される中央横断面図には、全ての貨物倉又は貨物油タンクの横断面に対して、**CSR-B 編 13 章 2 節 3.31.4**又は **CSR-T 編 12 節 1.5**に規定されるハルガーダの最小許容断面特性を記載すること。）
- (5) 貨物及びバラストの積載の記録
- (6) 以前の修理の履歴
- (7) 自主点検記録（構造的劣化の概要、隔壁及び管の漏洩、塗装又は防食措置の状態を含む）
- (8) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあつては、イナートガス装置の使用記録及びタンク洗浄の記録
- (9) 「疑わしい箇所」がある場合、「疑わしい箇所」を特定するための資料

なお、規則 B 編 1.4.2-2.でいう、「国際航海に従事しない船舶であつて、船級符号に“Coasting Service”又は“Smooth Water Service”等を付記して登録される航路制限のある船舶」については、(2)の書類の保管を省略することができる。

B5 定期検査

B5.2 船体、艤装、消火設備及び備品の定期検査

B5.2.6 構造部材の板厚計測

-6.を次のように改める。

-6. 規則 B 編 5.2.6-8.で要求される「縦強度の評価」については、次の(1)から(6)に示すとおりとする。

- (1) 規則 B 編表 B5.8, 表 B5.10, 表 B5.15 及び表 B5.21 に規定する船体横断面の板厚計測の結果を用いて、甲板フランジ（甲板及び甲板縦通肋骨）及び船底フランジ（船底外板及び船底縦通肋骨）の断面積の減少率が建造時の 10%を超えないことを確認する。
- (2) 前(1)の計算の結果、断面積の減少率が建造時の 10%を超える場合には、前(1)に規定する板厚計測結果を用いて船体横断面の実断面係数を計算し、表 B5.2.6-1.に規定する値以上であることを確認する。
- (3) CSR-T 編が適用となる二重船殻油タンカーにあつては、前(1)及び(2)の規定にかかわらず、規則 B 編表 B5.10 及び表 B5.30 に規定する船体横断面の板厚計測結果を用いて、CSR-T 編 12 節 1.5 に規定する許容基準を満足することを確認する。
- (4) CSR-B 編が適用となるばら積貨物船にあつては、前(1)及び(2)の規定にかかわらず、規則 B 編表 B5.15 及び表 B5.29 に規定する船体横断面の板厚計測結果を用いて、CSR-B 編 13 章 2 節 ~~3.2~~1.4 に規定する許容基準を満足することを確認する。
- (5) 前(1)から(4)の規定を満足させるために船体の補修を行う場合には、追加の板厚計測を行って、他の船体横断面においても縦強度の評価を行う。
- (6) CSR-B 編が適用となるばら積貨物船及び船の乾舷用長さ 130m 以上の油タンカーに対して建造後 10 年を超えた後の第 3 回定期検査以降に実施される縦強度評価の最終結果は、B1.4.2-6.(2)に示す状態評価報告書に加えること。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2013 年 5 月 30 日から施行する。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.7 を次のように改める。

B2.1.7 完成図

- 1. 規則 B 編 2.1.7-1.**(2)**に規定する構造関係の図面に記載すべき内容については、**B2.1.2-1.(1)**によること。
- 2. 規則 B 編 2.1.7-1.**(2)**に規定する「部材寸法図」とは、一般に、船首尾構造を含む、船体構造部材の配置及び寸法を含む図面をいう。規則 B 編 2.1.7-1.**(2)**の規定により提出されるその他の図面において必要な情報が得られる場合、部材寸法図として別に図面を提出することを要しない。

附 則（改正その2）

1. この達は、2013 年 11 月 30 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.4 工事の検査

-3.を次のように改める。

-3. 規則 B 編 2.1.4-1.(8)にいう消火設備の検査においては、次のことを行う。ただし、船内において、性能の確認が容易でないと認められる場合には、製造工場における本会検査員による検査に代えることができる。

((1)及び(2)は省略)

(3) 消火装置，火災探知装置及び手動火災警報装置

((a)及び(b)は省略)

(c) 固定式泡消火装置，固定式高膨脹泡消火装置及び固定式甲板泡装置

i) 固定式甲板泡装置及び固定式泡消火装置（固定式高膨脹泡消火装置を除く。）

~~㊦~~ 1) 送水管の通水試験を行い，その効力を確認する。

~~㊦~~ 2) 泡の放出試験を行い，その効力を確認する。

ii) 固定式高膨脹泡消火装置

規則 R 編 26.3.5 に規定される試験を行い，その効力を確認する。

((d)から(i)は省略)

((4)は省略)

附 則（改正その 3）

1. この達は、2014 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。